

未来の光

学校 HP <http://www.kawanishi-hyg.ed.jp/tadahipo/>

子どもたちの登下校の負担軽減を

～新型コロナウイルス感染拡大防止とともに、熱中症対策の強化を～

集団登校の場合、新型コロナウイルス感染予防対策として、2m以上の距離を確保しながら集団登校することは難しく、マスク着用は引き続き基本的な感染対策であるとしします。が、**気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日、子ども自身が暑かったり、しんどかったりを感じたとき、距離は十分ではないが、おしゃべりをしないというときには、すぐにマスクを外します。**このような熱中症リスクを感じた場合は、「**速やかにマスクを外し、友だちと一定の距離をとり、会話を控える、おしゃべりしない**」で登校することとしします。校門を入り、各学年の靴箱までにはマスクを着用するにしましょう。**このようなことが、自分で考えて行動できるよう、**お子さまにお話しいただきますよう、お願いいたします。

一方で、ご家庭の方針や、お子さま自身並びに登校班のお友だちの体調不調などを理由に、熱中症リスクに気を付けながらマスクを着用することもあると考えます。

【暑さ対策として】

- 登下校時の帽子の着用や日傘、濡らしたタオル等を首に巻く、通気性の良い衣服や吸水性、速乾性に優れた下着などの着用など、暑さ対策をしていただくようお願いいたします。
- 水分を十分に補給できるよう、1日分のお茶(1ℓぐらい)が入るような水筒をご用意ください。ペットボトルそのままの状態での持参はご遠慮願います。ペットボトルカバー等をつけてください。お茶に加えて、体育授業のある時は、スポーツドリンクのご準備を。
- 現在ランドセルを使用していて負担を感じている場合、両手が自由になるリュックサックやショルダーバック、手提げ袋等に変えることを可とします。また、基本的に、**宿題に使わない教科書は学校に置きとどめる(置き勉)**こととしていることも引き続き実施します。今まで通りランドセルもよし、リュックサックに変更もよし、日によって使い分けもよし、柔軟にご対応いただきますよう、願います。

【タブレットの持ち帰りについて】

これまで、タブレットは、「学校での学習活動における使用と並行して、急な臨時休業やお子さまやご家族の発病に伴う自宅待機・欠席時の家庭学習の使用に備え、毎日、持ち帰り持ってくる。また、週末の金曜日には必ず持ち帰り、土日曜日の家庭学習に使用する」ということにしておりました。

- 毎日、持ってきてても、学校で使用しない場合があったり、体操服や図工セット等、他教科の準備物との重なりで荷物が多かったりする状況からの改善として、以下のように見直しを図ります。「**次の日の学習で必要なときは、学級担任から、連絡帳に⑥持ち物として、タブレットを記述し、必ず持ってくるようにする。記述がなければ、家庭に置いておく。**」とし、「**週末の金曜日には学校から必ず持ち帰り、土日曜日の家庭学習に使用する**」は継続します。

逆に、学習活動の継続性から、学級担任の判断で「学校に置いて帰る」ということもあり得ます。

【6月の予定】

- 1日(水) きんたくん学びの道場
- 2日(木) 歯科検診(全学年)
- 3日(金) 緊急時お迎え訓練
公園探検(2年生)
- 6日(月) 1年生は4校時まで 13:30 下校
- 8日(水) きんたくん学びの道場
- 10日(金) 尿再検査
きんたくん学びの道場
- 14日(火) 修学旅行(ヒロシマ・宮島)
～15日(水)
- 15日(水) きんたくん学びの道場
- 16日(木) 安全点検・登校指導
6年生は健康回復日
5年生は4校時まで 13:30 下校
- 17日(金) 自然学校(丹波少年自然の家)～19日(日)2泊3日
※別途、日帰り2日
- 20日(月) 10分間読書～24日(金)
5年生は代休～21日(火)
- 22日(水) 5年生は4校時まで 13:30 下校
きんたくん学びの道場
- 23日(木) 4年生は5校時まで
- 24日(金) 里山体験学習(4年生)
- 29日(水) きんたくん学びの道場

【7月の予定(案)】

- 1日(金) クラブ活動
- 4日(月) 13:15 下校
13:30～個人懇談～7日(木)
- 7日(木) 児童集会
- 8日(金) 委員会活動
- 13日(水) きんたくん学びの道場
- 14日(木) 児童集会 給食最終日
- 15日(金) 安全点検・登校指導
- 20日(水) 1学期終業式
- 21日(木) 夏季休業日
～8月28日(日)



色覚にかかる健康相談のお知らせ

学校では、各種健康診断を実施しているところです。

かつては、その中に色覚検査もあり、小学4年生全員に実施しておりました。しかし、学校保健安全法施行規則が一部改正され、色覚検査で異常と判別される児童でも、大半は学校生活に支障はないという認識などの理由により、平成15年4月から学校における児童の定期健康診断の必須項目から、色覚検査が削除されております。

しかしながら、このことは色覚異常の児童に、教育活動上の配慮が必要ないということの意味するものではありません。およそ男子5%、女子0.2%の割合、クラスに1～2名は存在する可能性があり、色覚に不安がある子どもが在籍していることを想定し、すべての子どもが不自由なく学校生活を送れるよう、配慮しなければなりません。

「色覚異常」とは、人間には色の見え方が必ずしも同じではなく、個人差があるといわれていますが、色覚の検査をしてみると、その結果が大多数の人とは明らかに異なっている人がいて、これらの人が医学的に「色覚異常」と診断されるようです。

色覚に異常がある児童が自らの色覚の特性を理解することなく、将来の進路や職業の選択において一部、制限を受ける場合があります。

例えば、学校で見にくいことが生じる場面として、黒板の色づかいで、白と黄ではなく、赤・緑・青などの暗い色のチョークは見えにくいや、社会科の地図の等高線ごとに色分けされた部分や理科の観察学習では、赤い花や実などが濃い緑の葉と同じように見えるなどがあるようです。

つきましては、お子さまにご不安な点がございましたら学校にご相談
いただくか、検査等を眼科
医にて受けていただきま
すようお願いいたします。

